

磐田市防災行政無線の通報に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、防災行政無線（以下「同報無線」という。）の通報に関し、磐田市防災行政無線管理運用規程（平成17年磐田市訓令第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(放送内容)

第2条 同報無線により放送する内容は、人の生命、身体、財産の保護のために必要な事項を基本とし、概ね次のとおりとする。

- (1) 自然災害に関する事項
- (2) 火災の発生及び鎮火、予防に関する事項
- (3) 消防団の非常召集訓練に関する事項
- (4) 行方不明者の捜索に関する事項
- (5) 食中毒の予防に関する事項
- (6) 交通事故の予防に関する事項
- (7) 光化学オキシダントの発生に関する事項
- (8) 松食い虫の駆除に伴う薬剤の空中散布に関する事項
- (9) 選挙啓発に関する事項
- (10) 広範囲に及ぶイベントの中止に関する事項
- (11) その他必要な事項

(同報無線の操作)

第3条 同報無線の操作は、企画部広報広聴・シティプロモーション課職員、総務部危機管理課職員及び各支所市民生活課職員（以下「担当職員」という。）が行うものとする。ただし、担当職員の勤務時間外及び市の休日は中東遠消防指令センター職員が行うものとする。

(放送時間)

第4条 同報無線による放送時間は、第2条第1号、第2号のうち火災の発生に関する事項を除き、原則として午前7時から午後9時までとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。